○内閣府告示第百二十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和五十二年公正取引委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

備考中「第三条」を「第四条」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第百二十四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき、医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限（平成九年公正取引委員会告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

備考第一項及び第二項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同第四項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「薬事法第二条第十一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十二項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第百二十五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二十六条第二項の規定に基づき、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成二十六年内閣府告示第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第1中「第7条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第2の1中「第7条第1項」を「第26条第1項」に、「第3条」を「第4条」に、「第4条」を「第5条」に、第2の2中「第7条第1項」を「第26条第1項」に、「第11条第1項」を「第31条第1項」に、第2の3中「第7条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第3の1中「第7条第1項」を「第26条第1項」に、第3の2中「第8条の2第1項」を「第28条第1項」に改める。

別添3の(4)中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「食品衛生法」の下に「、食品表示法」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府・財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府・大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

第十号に次のように加える。

7　台風により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

第十一号1八中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

○内閣府・財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

第一号10(1)中「五千㎡」を「三千㎡」に改める。

○内閣府・財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

第一条第三項第三号中「又は五人」を「以上」に改め、「九十五万円」を「百万円」に改め、同項第四号を削る。

○内閣府・財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎

第一号6(1)中「及びサービス業」を「、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項各号に定める者に限る。）」に改め、同号6(2)中「中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び」及び「（平成十年法律第九十二号）」を削り、同号9柱書中「、地方公共団体との連携」を削り、「女性従業員」を「女性従業員及び若者従業員」に改め、同号9(5)中「及び指定集積業種に属する事業を行う者」を削り、同号9(6)を次のように改める。

(6)　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者

同号9(7)中「都道府県労働局」を「都道府県労働局長」に、「又は」を「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び」に改め、同号9(7)の次に次のように加える。

(8)　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条に基づく認定を受けた者

同号19中「19に」を「20に」に改める。

第二号7(1)中「五千㎡」を「千五百㎡」に改める。